

2023年11月15日

各 位

会 社 名 株式会社 GRCS
代 表 者 名 代表取締役社長 佐々木 慈和
(コード番号：9250 東証グロース)
問 合 せ 先 取締役管理部長 田中 郁恵
(TEL. 03-6272-9191)

新株予約権（信託型ストックオプション）の消滅に関するお知らせ

当社は、時価発行新株予約権信託®を活用したインセンティブプランとして第3回新株予約権（信託型ストックオプション）を発行しております。本日付で当該新株予約権のすべてが消滅することになりましたので、下記の通りお知らせいたします。

記

1. 消滅の対象となる新株予約権の内容

第3回新株予約権

取締役会発行決議日	2021年7月9日
割当日	2021年7月16日
新株予約権の割当対象者	受託者 コタエル信託株式会社
新株予約権の権利行使期間	2023年3月1日から2031年7月15日
新株予約権の発行価額	1個当たり5円
新株予約権の行使価額	1株当たり2,000円
発行した新株予約権の数（株数）	63,500個（63,500株）
消滅する新株予約権の数（株数）	63,500個（63,500株）
消滅後の新株予約権の数（株数）	0個（0株）

2. 新株予約権消滅の理由

2023年11月15日の当社普通株式の終値をもって、本新株予約権における発行要領所定の「（6）新株予約権の行使の条件②」の行使条件を満たさないこととなりましたため、当該新株予約権の全てが消滅するものであります。

第3回新株予約権発行要領

（6）新株予約権の行使の条件②（一部抜粋）

新株予約権者は、本新株予約権の割当日から行使期間の満了日までにおいて次に掲げる事由のいずれかが生じた場合には、当該事由が発生した日以降残存するすべての本新株予約権を行使することができないものとする。

- (a) 1,740 円（但し、株式分割等の事由が生じた場合には適切に調整されるものとする。）を下回る価格を対価とする当社普通株式の発行等が行われたとき（但し、払込金額が会社法第 199 条第 3 項・同第 200 条第 2 項に定める「特に有利な金額である場合」及び普通株式の株価とは異なると認められる価格である場合並びに当該株式の発行等が株主割当てによる場合等を除く。）。
- (b) 1,740 円（但し、株式分割等の事由が生じた場合には適切に調整されるものとする。）を下回る価格を行使価額とする新株予約権の発行が行われたとき（但し、当該行使価額が当該新株予約権の発行時点における当社普通株式の株価と異なる価格に設定されて発行された場合を除く。）。
- (c) 本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれの金融商品取引所にも上場されていない場合、1,740 円（但し、株式分割等の事由が生じた場合には適切に調整されるものとする。）を下回る価格を対価とする売買その他の取引が行われたとき（但し、当該取引時点における株価よりも著しく低いと認められる価格で取引が行われた場合を除く。）。
- (d) 本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所に上場された場合、上場日以降、当該金融商品取引所における当社普通株式の普通取引の終値が 1,740 円（但し、株式分割等の事由が生じた場合には適切に調整されるものとする。）を下回る価格となったとき。

3. 新株予約権の消滅日

2023 年 11 月 15 日

4. 業績に与える影響

本件が 2023 年 11 月期連結業績予想に与える影響は軽微であります。

以上